

令和 8 年度
鳥獣保護区等位置図
香 川 県
狩猟者の皆さんへ

- 次の規定は禁止として定める。
- 1 爆発物、腐食薬、劇薬、銃弾、炸薬、危険物などの使用
- 2 キヤセ及びガスボンベの不適切な取扱いの破壊等をするため、はり器を使用する方法（人が操作することによってはり器が破損して破壊等をする方法を除く。）
- 3 口筒の長さ及び10秒間の放銃又はこれより口筒の長さの長い銃器を使用する方法
- 4 飛行物の飛行経路もしくは進行中の自動車又は1つ以上の乗客の乗行中のオートバイの上から銃器を使用する方法
- 5 破壊の一端として3発以上の発射を完了するところの銃器の威力の範囲の破壊等を使用する方法
- 6 銃器等であらう銃器（銃筒に照準をする有眼銃で照準をする部分の距離が銃筒の長さの半分以下のライフル銃を除く。）及び空気銃、ポンプ銃、イシシビがニホンジカに当たること、口筒の長さ及びはり器の使用に限定される。）を使用する方法
- 7 空気銃弾銃を使用する方法
- 8 同時に3人以上のむちを使用する方法
- 9 鳥類及びビタマ、ツクノワグの破壊等をするため、むちを使用する方法
- 10 イシシビ、ニホンジカを破壊等をするため、くわ（鋤）の歯及び12センチメートルを超えるもの、鐮付防止皿が装着されているもの、よもとしてが装着されていないもの又ははりの歯及び3センチメートル未満のものにビタマ、ツクノワグ、イシシビがニホンジカ以外の獣類の破壊等をするため、くわ（鋤）の歯及び12センチメートルを超えるもの又は鐮付防止皿が装着されていないものに限定。）、おし又はおしほみを使用する方法
- 11 つりざり又はともちを使用する方法
- 12 矢を使用する方法
- 13 矢にめがねをつけることにより破壊等をする方法又は矢にめがねをつけた射撃筒の動きを止め、若しくは鈍らせ、法定距離以上の方法により破壊等する方法
- 14 ヤリ器を使用する方法
- 15 キヤセ及びビタマの破壊等をするため、テープコウラー等空気吸引機を使用する方法
- 16 火、油、雷火筒、火筒、ガスボンベ、ガスボンベの破裂等による火、くわ（鋤）に限定して、砲の面は12センチメートル以上の範囲に限定する。
- ⑤鳥獣保護法及び特別保護地区、休林区、公園、自然公園法の特別保護地区、（都市計画法の公共用地その他公営施設の目的のために譲渡した地、間伐又は移植によりその区域を明示したもの）、自然環境保護法の自然生息環境保全地、地、市町村、都道府県で鳥獣の保護管理がされている。
- ⑥銃銃の禁止されている場所、時間、方向等

- 2 住所が集合している地区又は地区、敷地の所有者の多数である場所
- 3 院長が決定している地区又は地区後者のいずれの場所でも、
道路、建築物もしくは電線、自動車、船舶その他の建築物
に向かって移動すること
- 4 地区、敷地、これらに類するもので囲まれた土地又は建築物のある土地で既許するときばあらかじめその土地の所有者の承認を要すること
- 5 次のことは禁止されていること
- 非汚染性物質の取扱い
- 1 違反地籍図を複製、譲渡もしくは複製又は販売、加工等して保護のため引き渡し若しくは引当すること
- 2 無許可で複製すること（特許が必要である）
- 3 複製した複製物を複製すること（特許が必要である）
- 4 複製した複製物を、特許権の行使を目的として、建設用地利用禁止区域などの都府県指定区域、港湾、漁場又は排水溝に於き、無許可で複製すること（特許が必要である）
- 5 複製した複製物を、特許権の行使を目的として、建設用地利用禁止区域などの都府県指定区域、港湾、漁場又は排水溝に於き、無許可で複製すること（特許が必要である）

[illegible]

鳥 獸 保 護 区

- [illegible]

- [illegible]

特 定 獵 具 使 用 禁 止 区

- [illegible]

- [illegible]

- [illegible]

- [illegible]

- [illegible]

- [illegible]

指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止）

- ① 新池指定猟法禁止区域 (高 松 市)
香川町内の主要地方道三本綾川線と県道岩崎高松線との交点を起点とし、同所から主要地方道三本綾川線を東に進み道川内原横田山分線との交点に至り、同所から町道川内原横田山分線を南に進み町道川内原東西線との交点に至り、同所から町道川内原東西線を西に進み県道岩崎高松線との交点に至り、同所から県道岩崎高松線を北に進み起点に至る線とされた区域

捕獲禁止区域

- | | |
|---------------------------|---------|
| ニホンジカ捕獲禁止区域
(区域) 小豆郡一円 | (小豆郡一円) |
|---------------------------|---------|